

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月11日(木) 午後2時00分から午後2時25分
2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室
3. 出席委員(12名)

1番 安田 宗義(副会長)	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光(副会長)
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂(副会長)	8番 岡本 和久
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗(会長)
11番 坂口 洋	13番 堀田 雅三
4. 欠席委員(1名)

12番 竹瀬 久晴

5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
 - 第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件
 - 第4 第3号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件
 - 第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(権利設定)に関する件
 - 第6 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
 - 第7 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件
 - その他 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和7年9月総会を開催いたします。
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は12名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年9月の総会を開会いたします。

なお、12番、竹瀬久晴委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。
それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、4番、蘆村雅光副会長、並びに5番、森田尚子委員を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案1件です。

なお、案件は、農地所有適格法人以外の法人が所有権を取得しようとするものであり、農地法第3条の不許可の例外事項である「法人の主たる業務運営に必要な試験研究のために農地を取得する場合」に該当するものです。本年7月総会においてご審議いただき決定された「農地所有適格法人以外の法人が農地の所有権を取得する場合の取扱いに係る運用基準」に則り申請されました。申請面積は、運用基準で定めた上限5,000㎡以内でございます。詳細につきましては、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いい

たします。事務局からは以上でございます。

議長

案件は、小委員会にかかっております。

それでは、1番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

1番は、一町***の田、1,669 m²外3筆、合計 4,884 m²は、市立新沢小学校から南西約1kmに位置し、**町の株式会社***が、吉野郡大淀町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、株式会社***は、申請地において、大和トウキや大和シャクヤク等の生薬を栽培し、和漢薬研究に活用する計画であり、当該法人の主たる業務である「医薬品等の製造」に欠くことのできない試験研究であると認められます。また地域との調和要件など、全ての許可要件を満たしていることから、適当であると思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の中川委員さん、ご説明願います。

中川委員

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適切かと思えますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で、第1号議案、1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第1号議案の1番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は1議案2件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

議長

第2号議案は、全て小委員会にかかっております。それでは、1番及び2番の調査の結果説明を蘆村副会長からまとめてお願いします。

蘆村副会長

1番は、曲川町2丁目***の田、853㎡は、JR金橋駅から北約400mに位置し、**町の** **氏、**市の** **氏から使用貸借により、農地を借り受けるものです。

2番は、曲川町4丁目***の田、175㎡外2筆は、JR金橋駅から北西約500mに位置し、1番と同じ** **氏が、**町の** **氏から使用貸借により農地を借り受けるものです。

小委員会で調査したところ、** **氏は、新規就農で、農作業の経験はありませんが、以前から米作りに興味があり、貸人である** **氏や知人から技術指導を受け、農業に取り組みたいとの申し出です。必要な農機具は近隣農家から借り受け予定であり、年間従事日数も確保されていることから、適当であると思われれます。

なお、地区担当農業委員の竹瀬委員さんからも適当である旨のご報告をいただいておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で第2号議案、1番及び2番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委

員会の説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番及び2番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第2号議案の1番及び2番は許可と決定いたしました。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、農業用倉庫として転用したいと申請されたものです。当該申請地の農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道にあり、かつ、500m以内に教育施設及び医療施設がある第3種農地であり、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われれます。事務局からは以上でございます。

議長

第2号議案の1番は、小委員会にかかっておりますので、1番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

1番は、田中町***の田の一部、1,191㎡のうち452.74㎡で、市立畝傍中学校から北約200mに位置し、**町の** **氏が、農業用倉庫として転用するため申請されたもので、適当であると思われれますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

では、地区担当農業委員の石井委員さん、ご説明願います。

石井委員

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適切かと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で第3号議案1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんの説明について、質問、意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第3号議案1番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第3号議案1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、1件です。1番の鳥屋町***の田、456㎡外1筆は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に賃貸借権を設定する案です。賃貸借期間は、県の認可公告の翌日から令和18年1月31日までです。事務局からは以上です。

議長

以上で、第4号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第4号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、「意見なし」として市長へ回答することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第4号議案について、「意見なし」として、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第6、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は1件です。

1番、小綱町***の田、7.91㎡外1筆は、市立大成中学校から北約200mに位置し、*
*町の** **氏が、専用住宅用地として転用したいと届け出られたものです。この案件は、
報告2の1番と関連する案件であり、分譲住宅用地の一区画を土地の所有者が自己住宅とす
るもので、敷地となる一部分に農地が含まれるため、第4条届出をされたものです。なお隣
接している農地はございません。届出日は令和7年7月28日でございます。事務局からは
以上です。

議長

以上で報告1の1番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございます
が、何かございましたらご質問、ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第7、報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、小綱町***の田、991㎡外1筆は、報告1の1番と関連する案件であり、市立大成中学校から北約200mに位置し、**市の株式会社***が、**町の** **氏から売買により譲り受け、分譲住宅用地として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和7年7月28日でございます。

2番、四条町***の田、1,518㎡は、市立今井小学校から西約300mに位置し、**市の株式会社***が、**町の** **氏から売買により譲り受け、分譲住宅用地として転用したいと届け出られたもので、地区担当推進委員の森本委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和7年8月18日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件は1件です。

1番は、城殿町***の田、957㎡外1筆で、耕作者である**町の** **氏*氏が、病気により耕作を継続することが不可能なため、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるものです。地区担当推進委員の井上委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問、意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件は全て議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、9月の農業委員会総会を閉会いたします。